

規制の事前評価書

政策の名称	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し	
担当部局	金融庁監督局保険課	
評価実施時期	平成21年12月28日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 リスク量を算出する際のリスク係数について、基礎データを最近の金融市場実勢に適合させるとともに、信頼水準を90%から95%に引き上げを実施するもの。また、昨年10月の大和生命の破綻や、昨年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかると見られる一層の向上の観点から、マージン（資本）算入の厳格化及び証券化商品、CDS取引、金融保証保険のリスク係数の厳格化等を実施するもの。 【目的及び必要性】 ソルベンシー・マージン比率については、保険会社のリスク管理の高度化や財務体質の強化を図る観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームを設けて見直しの検討が行われた。さらに、昨年10月の大和生命の破綻や、昨年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえ対応を必要と見ていた。したがって、ソルベンシー・マージン比率に対するより一層の信頼性の向上を図るために、マージンの算入及びリスク測定の厳格化を図る必要がある。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容 保険業法施行規則第66条、第79条の2、第80条、第86条、第87条、第161条、第162条、第190条 平成8年大蔵省告示第50号	
規制の費用	代替案 リスク係数の信頼水準を95%に引き上げるもの、マージン算入の厳格化は行わない。 費用の要素 保険会社が新しい算出方法を社員に対して周知するための研修費等の事務費用及び新しい算出方法に対応するためのシステム対応費用等の負担が生じる。 (行政費用) 新しい算出方法を当局職員に対して周知するための研修費等の事務費用及び新しい算出方法に対応するためのシステム対応費用等の負担が生じる。 (その他の社会的費用) 特になし。	
規制の便益	便益の要素 マージン算入の厳格化や、リスク係数の算出の基礎となるデータを最近の金融市場実態に適合させることにより、ソルベンシー・マージン比率に対する信頼性の向上が図られる。また、本案により、規制上のリスク計測が厳格化されることにより、保険会社のリスク感応度が高まり、リスク管理の強化・高度化に繋がる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案と現行を比べた場合、費用については本案の方がシステム対応費用等の負担が生じるものの、便益については本案の方がソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼性の向上及びリスク管理の高度化が促されると考えられる。このような便益の増加は、ひいては保険会社の信頼性向上につながるものと考えられる。また、本案と代替案を比べた場合、システム対応費用等に差異はないもの、便益については本案の方が負担である責任準備金の一部（保険料積立金等余剰部分）に対してマージン比率の算入制限を行うことから、より保険契約者の信頼性が向上することから、代替案については、過去の破綻事例の教訓が生かされ、ソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼回復に繋がる。さらに、代替案については、過去の破綻事例の教訓が生かされ、ソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼回復に繋がる。以上より、代替案より本案が優ると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（平成19年4月3日公表）	
レビューを行う時期又は条件	経済価値ベースでのソルベンシー評価の導入時	
備考		

規制の事前評価書

政策の名称	コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示の充実	
担当部署	金融庁総務企画局企業開示課	
評価実施時期	平成22年2月12日	電話番号： 03-3506-6000 (内線3665) e-mail: RIA@fsa.go.jp
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 臨時報告書の記載内容として、株主総会における各議案ごとの議決権行使結果（得票数等）を追加する。その際、賛成等の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった場合にその理由（可決要件を満たさず根拠となった事項（例えば、事前行使分のみで過半数となったことや事前行使分及び大株主による当日行使分（代理権行使含む。）を集計した結果、過半数となったこと等）等の記載を義務付ける。</p> <p>【目的及び必要性】 現在、株主総会議案の議決権行使結果については、任意に適時開示する上場会社も存在するが開示の程度は様々であり、特に役員選任議案について個別の賛否の票数等は開示されないことが大半である。また、金融商品取引法上の法定開示においても、株主総会議案の議決権行使結果の公表について特段規定されていない。株主に対する説明責任を果たすという観点から、上場会社等における株主総会の各議案ごとの議決権行使結果（得票数等）が開示されることは、株主の意思が明確化され、また、市場を通じた経営陣に対する望ましい牽制効果を期待することができる。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容	企業内容等に関する内閣府令第19条第2項
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	対象企業においては、現在でも可決要件を満たす根拠となった事項の確認（例えば、事前行使分のみで過半数となったことや事前行使分及び大株主による当日行使分（代理権行使含む。）を集計した結果、過半数となったこと等）は行っており、新規の費用負担は特段発生しない。なお、法定開示書類である臨時報告書の作成に要する費用は発生する。	対象企業における各議案ごとの議決権行使の結果について、株主総会当日の採決の義務付け及び当該採決の結果としての得票数を全て集計するといった新たな事務負担が発生するほか、法定開示書類である臨時報告書の作成に要する費用が発生する。
(行政費用)	法定開示書類である臨時報告書の受理業務に係る行政費用が発生する。	(本案と同様)
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	(本案と同様)
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	上場会社等の株主の意思が明確化されることにより、市場を通じた経営陣への牽制効果が期待できることから上場会社等に対するコーポレート・ガバナンスの充実・強化が図られる。	(本案と同様)
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	(費用と便益の関係の分析) 対象企業における事務負担の増加等の規制の費用が発生する可能性があるが、開示の充実により、我が国の上場企業等におけるコーポレート・ガバナンスの水準が向上し、我が国資本市場に対する投資家の信頼が確保されるといった便益をもたらすこととなる。このような規制の便益の増加というプラスの効果は、規制の費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。 (代替案との比較) 株主総会の各議案については、基本的に可決要件を満たすことが事前に確認できれば当日の採決行為がなくなり、実務的には、当日出席株主の賛否の数を確定しない場合が多い。そのため、代替案は、対象企業に採決行為を強制するといった義務を課するものであり、また、当日出席の株主の賛否の数を全て集計する必要があるため事務処理負担を課することになる点で技術的及び人員的に相当な遵守費用が発生すると考えられる。 なお、通常、事前行使分及び大株主による当日行使分（代理権行使含む。）にかかると議決権数は全出席株主の議決権数に占めており、可決要件を満たす根拠となった事項として、これらの事項及び行使議決権数の状況を開示することで十分意味のある情報提供になると考えられる。当該開示は本案において行われることから、あえて代替案のように、当日の全ての投票数の集計までを求める必要はないと考えられる。 したがって、代替案は本案に比べ規制の費用の増加というマイナスの効果が大きくなることから、本案によるものが望ましいと考えられる。	代替案の場合 (本案と同様)
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に向けた開示制度の充実として、上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表が提言されている。17日）において、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示制度の充実として、上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表が提言されている。	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		

規制の事前評価書

1. 政策の名称
店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け
2. 担当部局
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期
平成 22 年 3 月 8 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状
店頭デリバティブ取引については、清算機関の利用が義務付けられていない。
 - ② 問題点
店頭デリバティブ取引等について、金融機関において膨大な相対取引が行われている中、市場の透明性が欠如しているとの指摘や、リスク評価が必ずしも適正に行われていない等の指摘がある。
このような中、今次の金融危機時に、金融機関において、個別の取引者の破綻等の懸念により、店頭デリバティブ取引等に係る決済を履行できないリスク（カウンターパーティリスク）への懸念が深刻化するとともに、金融機関の連鎖破綻（システムミック・リスク）の懸念が表面化した。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
相対で行われている店頭デリバティブ取引等のカウンターパーティリスクの顕在化が金融市場全体のリスクの顕在化に波及することを抑止する等の観点から、我が国の市場に重大な影響を及ぼすおそれのある一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けることによって、店頭デリバティブ取引等の決済の安定性の向上を図る必要がある。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法第 156 条の 3 第 2 項第 7 号、第 156 条の 4 第 1 項第 4 号、第 156 条の 7 第 2 項第 7 号、第 156 条の 15、第 156 条の 16、第 156 条の 20 の 2、第 156 条の 20 の 3、第 156 条の 20 の 4、第 156 条の 20 の 5、第 156 条の 20 の 6、第 156 条の 20 の 7、第 156 条の 20 の 8、第 156 条の 20 の 9、第 156 条の 20 の 10、第 156 条の 20 の 11、第 156 条の 20 の 12、第 156 条の 20 の 13、第 156 条の 20 の 14、第 156 条の 20 の 15、第 156 条の 20 の 16、第 156 条の 20 の 17、第 156 条の 20 の 18、第 156 条の 20 の

19、第 156 条の 20 の 20、第 156 条の 20 の 21、第 156 条の 20 の 22、第 156 条の 62

(3) 規制の新設又は改廃の内容

我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがある一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付ける。

具体的には、①取引規模の大きい取引（現状においては、具体的には、金利スワップのプレーンバニラ型を想定）については、国内清算機関への清算集中、国内清算機関と外国清算機関が連携して清算を行う方式による清算集中、外国清算機関の直接参入による清算集中のいずれかの方式による清算集中を義務付け、②我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引（具体的には、当面は、CDSの指標取引のうち iTraxx Japan を想定）については、国内清算機関への清算集中を義務付ける。

なお、国内清算機関と外国清算機関が連携して清算を行う方式については認可制、外国清算機関の直接参入については免許制とした上で、国内清算機関の参入、国内清算機関と外国清算機関が連携して清算を行う方式による参入、外国清算機関の直接参入における免許等の審査基準として、清算機関が行う値洗い等の決済リスクの極小化措置に係る執行・運営体制の整備等、所要の制度整備を行う。

5. 想定される代替案

我が国において、取引規模の大きい店頭デリバティブ取引（現状においては、具体的には、金利スワップのプレーンバニラ型）のみならず、我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引（具体的には、当面は、CDSの指標取引のうち iTraxx Japan を想定）についても、国内清算機関への清算集中に加えて、国内清算機関と外国清算機関が連携して清算を行う方式による清算集中、外国清算機関の直接参入による清算集中のいずれかの方式による清算集中を義務付ける。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

金融機関が、一定の取引について、清算機関の利用を義務付けられることになり、清算機関利用のための手数料支払、書類作成等の費用が発生する。

② 代替案

本案と同様の費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

国内清算機関と外国清算機関との連携に係る認可審査や、直接参入する外国清算機関の免許審査を含む清算機関に対する監督業務に伴う費用

に加え、清算集中義務の対象となる金融商品取引業者等による義務履行の監督に伴う費用が発生する。

② 代替案

本案と同様の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

その他の社会的費用は発生しない。

② 代替案

我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引についても、国内清算機関への清算集中以外の方式を認めた場合、デリバティブ取引の取引関係が国際的に構築されているという実態下において、我が国市場関係者のデリバティブ取引の清算に際し、外国清算機関を利用するケースが発生することが、予想される。そうした外国清算機関を利用するケースにおいては、我が国企業を参照するCDSのように我が国での企業の破綻要件と密接に関連している取引の、清算要件（企業が破綻したか）の認定に関し、我が国の倒産法制等の実情に照らした適切な認定が行われない事例が生じる可能性がある。

その結果、我が国倒産法制等に照らせばCDSの清算を行う必要がないと市場関係者が予期していたところ、突然清算を強いられることとなる懸念や、逆にCDSの清算が行われると市場関係者が期待していたにもかかわらず、清算が行われないという懸念が生じ、我が国CDS市場の決済の安定性が損なわれ、我が国企業を参照するCDSについて決済リスクが高まるおそれがある。この場合、我が国企業を参照企業とするCDSを保有している我が国の金融機関のカウンターパーティリスクをも高めるおそれが生じる。

さらに、我が国の法制下においては未だ倒産していない企業について、CDSの清算上は破綻したとの認定が行われた場合、CDS保有者以外の当該企業の債権者（貸出金融機関、一般債権者等）において、当該企業を倒産したものとして取扱う等の動きを招きかねず、広く当該企業のステークホルダーにも混乱をもたらすおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

清算集中に係る制度整備を行うことにより、店頭デリバティブ取引等のカウンターパーティリスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、清算機関等による値洗いや担保管理を通じた市場全体のリスク管理の適正化などが確保される。加えて、我が国企業を参照企業とするCDSの清算要件の認定に関し、我が国倒産法制等の実情に照らした適切な認定が行われることとなり、店頭デリバティブ取引等の取引相手方の

破綻リスクの顕在化が、市場全体のリスクの顕在化に波及することの抑止となるなど、決済の安定性の向上を図ることができる。

(2) 代替案

清算集中に係る制度整備を行うことにより、店頭デリバティブ取引等のカウンターパーティリスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、清算機関等による値洗いや担保管理を通じた市場全体のリスク管理の適正化などが一定程度確保され、決済の安定性の向上を図ることができる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。

しかし、本案によって、清算集中に係る制度整備とともに、我が国企業を参照するCDSについて、清算要件の認定が我が国倒産法制等に即して行われることにより、決済の安定性・透明性の向上を図ることができるという便益をもたらす、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

遵守費用については、本案と代替案で大きな差はないが、行政費用の点については、本案に比べ、我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引について、国内清算機関と外国清算機関による連携に係る認可審査や、直接参入する外国清算機関の免許審査に対する監督業務に伴う費用がより多く発生する。

また、その他の社会的費用については、代替案では、我が国CDS市場の決済の安定性が損なわれ、我が国企業を参照するCDSについて決済リスクが高まるおそれがあるほか、広く当該企業のステークホルダーにも混乱をもたらすおそれがあり、多大な社会的費用が発生するおそれがある。CDSの清算集中は、清算機関に取引を集中することにより、取引の決済リスクやカウンターパーティリスクを軽減することを目的としているにもかかわらず、以上のようにCDS市場及び取引参加者に混乱を生じることが、清算集中の意図に反する。

その点において、本案では、我が国企業を参照するCDSについては、清算要件の認定が我が国倒産法制等に即して行われることにより、代替案と比較して、決済の安定性の一層の向上を図ることが可能となる。

従って、我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引（具体的には、当面は、CDSの指標取引のうち iTraxx Japan を想定）については、国内清算機関への清算集中を義務付ける本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項
特になし

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書

1. 政策の名称
国内清算機関の基盤強化
2. 担当部局
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期
平成 22 年 3 月 8 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状
国内清算機関には、資本金規制及び主要株主規制が義務付けられていない。
 - ② 問題点
一定の店頭デリバティブ取引等について、国内清算機関の利用の義務付けにより、国内清算機関は、金融商品取引業者等が行う当該取引について、決済リスクを集中的に引き受け、履行の保証を行うこととなり、システム上重要なインフラとなる。
しかしながら、財務基盤が脆弱であることにより決済の履行の保証に悪影響を与えるおそれがあることや特定の大株主がその業務運営に不当な影響力を行使するおそれを防止する制度が整備されていない。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
危機の伝播を遮断する役割を担うシステム上重要なインフラである国内清算機関の性質上、財務基盤を強化し、また業務運営に不当な影響力が行使されることを防止する必要がある。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法第 156 条の 5 の 2、第 156 条の 5 の 3、第 156 条の 5 の 4、第 156 条の 5 の 5、第 156 条の 5 の 6、第 156 条の 5 の 7、第 156 条の 5 の 8、第 156 条の 5 の 9、第 156 条の 5 の 10、第 156 条の 5 の 11、第 156 条の 12 の 3
 - (3) 規制の新設又は改廃の内容
国内清算機関の基盤強化を図るため、資本金規制を導入するとともに、主要株主規制として、議決権の 5%超を保有した者に対する届出義務に加え、原則、議決権の 20%以上を保有しようとする者に対する認可制を導入する。

5. 想定される代替案

国内清算機関の基盤強化を図るため、資本金規制を導入するとともに、主要株主規制として、議決権の5%超を保有した者に対する届出義務を導入する。なお、議決権の20%以上を保有しようとする者に対する認可制は導入しない。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

資本金規制によって、国内清算機関は、免許申請時に予め一定の資本金を備えるための費用が発生するとともに、既存の清算機関については、資本金が不足する場合は、増資等に伴う費用が発生する。また、議決権の5%超を保有した者は、届出に伴う費用、議決権の20%以上を保有しようとする者には、認可申請に伴う費用が発生する。

② 代替案

資本金規制によって、国内清算機関は、免許申請時に予め一定の資本金を備えるための費用が発生するとともに、既存の清算機関については、資本金が不足する場合は、増資等に伴う費用が発生する。議決権の5%超を保有した者は、届出に伴う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

資本金規制遵守確認のための報告の徴取及び立入検査、対象議決権保有届出書の提出者に対する届出書の受理業務及び検査、議決権の20%以上の保有に係る認可審査等に伴う費用が発生する。

② 代替案

資本金規制遵守確認のための報告の徴取及び立入検査、対象議決権保有届出書の提出者に対する届出書の受理業務及び検査等に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

その他の社会的費用は発生しない。

② 代替案

特定の大株主により、国内清算機関の運営に不当な影響力が行使された場合に、清算参加者や取扱商品の範囲等について恣意的に決定されるおそれがあり、国内清算機関が、市場のインフラとしての役割を十分に果たすことができなくなる懸念がある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

システム上重要なインフラである国内清算機関の財務基盤の強化を図り、危機の伝播の遮断に資する。加えて、議決権の5%超の保有者の把握が可能となるとともに特定の大株主によって、清算機関の運営に不当な影響力が行使されることを防止することができる。

(2) 代替案

システム上重要なインフラである国内清算機関の財務基盤の強化を図り、危機の伝播の遮断に資するとともに、議決権の5%超の保有者の把握が可能になる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用と行政費用が新たに発生することになる。

しかし、主要株主規制、資本金規制の導入により、システム上重要なインフラである国内清算機関の基盤を強化し、危機の伝播の遮断に資することによるプラスの効果は、新たな費用の発生によるマイナスの効果を上回るものと考えられる。

(2) 代替案との比較

遵守費用と行政費用については、議決権の20%以上を保有しようとする者の認可申請に伴う費用の分だけ、代替案より本案の方が高い。

しかし、代替案では、議決権の20%以上を保有しようとする者に対して認可を不要とした場合、①特定の大株主に対して、認可権に基づく当局による継続的な監視等ができないこととなり、②特定の大株主により、国内清算機関の運営に不当な影響力が行使され、国内清算機関が、市場のインフラとしての役割を十分に果たすことができなくなる懸念があり、認可申請に伴う遵守費用・行政費用を上回る社会的費用が発生する可能性がある。また、便益についても、本案に比べ限定的であると考えられる。

従って、議決権の5%超を保有した者に対する届出義務に加え、議決権の20%以上を保有しようとする者に対して認可を義務付ける本案が適切と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書

1. 政策の名称
店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告制度の創設
2. 担当部局
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期
平成 22 年 3 月 8 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状
店頭デリバティブ取引等に関する取引情報を、我が国当局が金融商品取引業者等から取得し、取引関係の実態を把握することができない。
 - ② 問題点
我が国当局が店頭デリバティブ取引等に関する取引情報を取得し、取引関係の実態を把握することができなければ、今次のような金融危機時に、市場の透明性が欠如し、監督当局において必要な対応を図ることができない。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
当局による店頭デリバティブ取引等に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能とするため、また、当局が一部の情報を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を高めることを可能とするため、我が国当局が十分に取引情報を取得し、取引実態の把握を行う必要がある。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法第 156 条の 63、第 156 条の 64、第 156 条の 65、第 156 条の 66、第 156 条の 67、第 156 条の 68、第 156 条の 69、第 156 条の 70、第 156 条の 71、第 156 条の 72、第 156 条の 73、第 156 条の 74、第 156 条の 75、第 156 条の 76、第 156 条の 77、第 156 条の 78、第 156 条の 79、第 156 条の 80、第 156 条の 81、第 156 条の 82、第 156 条の 83、第 156 条の 84
 - (3) 規制の新設又は改廃の内容
清算機関及び金融商品取引業者等に対して取引情報の保存、当局への報告を義務付ける。
加えて、取引情報蓄積機関制度を整備するとともに、金融商品取引業者等は、自らによる保存、当局への報告に代わり、取引情報蓄積機関による

取引情報の保存、当局への提出を選択できる制度の整備を行う。

5. 想定される代替案

取引情報の保存等について、清算機関及び金融商品取引業者等に対する保存、当局への報告の義務付けや、取引情報蓄積機関制度の創設を行わず、自主規制機関による取組みに委ねる。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

清算機関、金融商品取引業者、取引情報蓄積機関等による取引情報の保存に伴うシステムの整備・運用等の費用、当局への報告に伴う事務作業等の費用が発生する。また、金融商品取引業者等が取引情報蓄積機関を利用する場合には、当該機関利用のための手数料支払の費用が発生する。

② 代替案

自主規制機関において、会員である金融商品取引業者等が取引情報の保存や自主規制機関への報告を適切に行うための自主ルールの整備や、実施状況の監視等に伴う費用、金融商品取引業者等から報告を受けるためのシステム整備・運用等の費用が発生する。

また、自主的な取組みが行われている範囲で、金融商品取引業者等による取引情報の保存に伴うシステムの整備・運用等の費用、自主規制機関への報告に伴う事務作業等の費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

清算機関、金融商品取引業者、取引情報蓄積機関等からの報告を受けするためのシステム整備・運用等の費用が発生する。また、保存・報告義務違反や虚偽記載等に対する措置のための検査・監督に伴う費用が発生する。

② 代替案

自主的な取組みが機能せず、市場のリスクが顕在化した場合には、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

その他の社会的費用は発生しない。

② 代替案

取引情報の保存・報告は、制度的監督の下にない任意での枠組みとなるため、報告する情報の内容、形式、報告の頻度などについて、当局の

監督が及ばない。そのため、当局において市場のリスク要因の特定等に支障をきたす結果、店頭デリバティブ取引等に係る決済リスクへの懸念が顕在化した際に、金融機関の連鎖破綻（システムリスク）につながる前に当局による適切・迅速な対応をとることができなくなる可能性がある。

加えて、G20においては、各国当局は店頭デリバティブ取引の情報を取引情報蓄積機関に報告することが合意されており、国際的に、この合意を踏まえた制度整備に向けた取組みが求められている中で、我が国においてこうした制度整備が行われない場合、海外当局との情報交換などの国際的な当局間の連携に支障をきたすおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

当局が一部の情報を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を高め、店頭デリバティブ取引等に係る決済リスクへの懸念の軽減に資すると考えられる。また、当局による、店頭デリバティブ取引等に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応が可能となり、その結果として、今次のような世界的な金融危機時におけるシステムリスクの懸念が表面化することを回避することが可能となる。

(2) 代替案

自主的な取組みが機能する場合には、自主規制機関が収集した情報の一部を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を一定程度高めることが可能となる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。

しかし、本案によって当局による平時のモニタリングや危機時における対応力を強化するとともに、市場の透明性・予見可能性を高めることは、今次のような世界的な金融危機時におけるシステムリスクの懸念が表面化することの回避という多大な便益をもたらし、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

遵守費用については、本案と代替案で大きな差はない。しかし、行政費用については、代替案は、法令上の義務付けでないことから、自主的な取組みが機能せずに、市場のリスクが顕在化した場合には、問題の是正のための検査や監督を行う必要があるため、本案における検査・監督に伴う費用を上回る行政費用が発生するおそれがある。また、社会的費用については、代替案では、危機時において、当局の迅速・適切な対応ができなくなるほか、国際的な当局間の連携への支障をきたすなど、多くの費用が発生

する。

また、便益については、自主的な取組みが十分に機能する場合には、本案と代替案で大きな差はないが、代替案は法令上の義務付けではないことから、その効果は一定程度にとどまる可能性が高いと考えられる。

したがって、これらを総合的に勘案すると、本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項
特になし

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書

1. 政策の名称
証券会社の連結規制・監督の導入
2. 担当部局
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期
平成 22 年 3 月 8 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状
証券会社（第一種金融商品取引業者）については、投資者保護及び市場の公正性・透明性を確保する観点から、市場仲介者としての業務運営の適切性の確保や顧客資産の適正管理等を図るために必要なものとして、証券会社自身に対する単体ベースの規制・監督が基本となっている。
 - ② 問題点
証券会社の組織の巨大化・複雑化（グループ化）が進み、当局によるグループ全体の経営管理状況やリスク状況の把握が困難な場合も存在するようになってきている。そのため、大規模な証券会社がグループ一体として金融業務を行っている場合に、当該証券会社がグループ内の親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることで、証券会社の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムへの悪影響が及ぶことが懸念される。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
上記の問題に対応するため、現行の単体ベースの規制・監督ではその業務やリスク等の全体像の把握が困難な証券会社について、連結自己資本規制等、連結ベースの規制・監督を制度として導入する必要がある。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法第 57 条の 2、第 57 条の 3、第 57 条の 4、第 57 条の 5、第 57 条の 6、第 57 条の 7、第 57 条の 8、第 57 条の 9、第 57 条の 10、第 57 条の 11、第 57 条の 12、第 57 条の 13、第 57 条の 14、第 57 条の 15、第 57 条の 16、第 57 条の 17、第 57 条の 18、第 57 条の 19、第 57 条の 20、第 57 条の 21、第 57 条の 22、第 57 条の 23、第 57 条の 24、第 57 条の 25、第 57 条の 26、第 57 条の 27
 - (3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① 一定規模以上の証券会社（第一種金融商品取引業者のうち、その総資産額が一定金額を超える者。以下、「特別金融商品取引業者」という。）について、新たに以下の措置（以下、「川下連結規制・監督」という）の対象とする。
- ・ グループの財務情報や、グループの規制・監督の状況等に係る報告義務
 - ・ 連結ベースの事業報告義務、連結ベースの説明書類の縦覧義務
 - ・ 連結自己資本規制とそれに基づく早期是正措置
 - ・ 子会社等に対する報告徴取・検査 等
- ② 特別金融商品取引業者がグループ一体で金融業務を行っていると同認められる場合（特別金融商品取引業者が親会社による経営管理を受けている場合、又は特別金融商品取引業者の業務運営が親会社若しくは兄弟会社からの資金供給に依存している場合）には、その親会社を指定し、当該親会社（以下、「指定親会社」という。）について、以下の措置（以下、「川上連結規制・監督」という）の対象とする（ただし、特別金融商品取引業者の属するグループが他の法令や外国当局により適切な監督を受けていると同認められる場合は、上記指定を行わないことができる）。
- ・ 連結ベースの事業報告義務、連結ベースの説明書類の縦覧義務
 - ・ 連結自己資本規制とそれに基づく早期是正措置
 - ・ 特別金融商品取引業者の業務・財務の改善に必要な措置の命令
 - ・ 特別金融商品取引業者の親会社として不適格な場合に、親会社でなくなるための措置の命令
 - ・ 自身及びその子会社等に対する報告徴取・検査 等

5. 想定される代替案

川下連結規制・監督は行おうが、特別金融商品取引業者がグループ一体で金融業務を行っていると同認められる場合であっても、川上連結規制・監督は行わない。親会社に起因する事由によって特別金融商品取引業者の経営に問題が発生した場合等については、今回併せて措置する特定主要株主に対する措置命令で対応することとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

- ・ 特別金融商品取引業者について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。
- ・ 指定親会社について、連結事業報告書等の作成、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。

② 代替案

- ・ 特別金融商品取引業者について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

- ・ 特別金融商品取引業者に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、特別金融商品取引業者に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。
- ・ 指定親会社の指定手続きに伴う費用が発生する。また、指定親会社に対する措置命令等に伴う監督上の費用が発生する。

② 代替案

- ・ 特別金融商品取引業者に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、特別金融商品取引業者に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。
- ・ 特定主要株主に対する措置命令等に伴う監督上の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特になし

② 代替案

親会社に起因する事由によって特別金融商品取引業者の経営に問題が発生した場合等に、当該親会社に対する措置命令を可能とするだけでは、法的枠組みの下で特別金融商品取引業者の親会社を含むグループ全体の自己資本の状況についてモニタリングを行うことができず、また、兄弟会社に対して当該特別金融商品取引業者の業務・財務に関して参考となるべき報告等を求めることもできない。この結果、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、そのリスクの全体像を適切に把握することができず、当該特別金融商品取引業者が親会社や兄弟会社等からもたらされる業務・財務上の問題等によって突然の破綻に至り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶことが懸念される。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

特別金融商品取引業者に関して、グループ全体における業務・リスク等の全体像の把握が可能となる。これにより、当該特別金融商品取引業者が親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることを防ぎ、投資者保護の確保や、引いては金融システムの安定化に資するものと考えられる。

(2) 代替案

特別金融商品取引業に関して、当該特別金融商品取引業者とその子会社における業務・リスク等の把握が可能となる。これにより、当該特別金融商品取引業者が子会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることを防ぎ、投資者保護の確保や、引いては金融システ

ムの安定化に資するものと考えられる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、特別金融商品取引業者等に対する連結規制・監督に伴う遵守費用及び行政費用が発生する。

他方、連結規制・監督の導入により、グループ全体における業務やリスク等の全体像の把握が可能となる。こうした措置を通じて、特別金融商品取引業者が親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶことを防ぐことが可能となる。また、便益についても、本案に比べ限定的であると考えられる。

これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案については、本案と比較し、川上連結規制・監督に伴う遵守費用と行政費用が発生しない。

しかしながら、代替案においては、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、当該特別金融商品取引業者とその子会社等における業務・リスク等の把握は可能であるが、親会社や兄弟会社を含むグループにおけるリスクの全体像を適切に把握することができないため、当該特別金融商品取引業者が親会社や兄弟会社からもたらされる業務・財務上の問題等によって突然の破綻等に至り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶといった、本案の遵守費用・行政費用を上回る社会的費用が発生する可能性がある。また、便益についても、本案に比べ限定的であると考えられる。

従って、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、グループ全体のリスク状況の把握を可能とする本案が適切と考える。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告「今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」（平成21年12月9日）において、「現在、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のうち、国際的に活動するグループについては、監督上の措置としてグループ全体での財務状況の把握等が行われているところであるが、（中略）一定の基準を満たす業者に対して、制度上明確に手当てされた連結ベースの規制・監督等を導入することについて検討が必要である。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結

果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書

1. 政策の名称
金融商品取引業者の主要株主に対する規制の強化
2. 担当部局
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期
平成 22 年 3 月 8 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状
第一種金融商品取引業者及び投資運用業者（以下「金融商品取引業者」という。）については、その健全性を確保する点から、その主要株主（原則として 20%以上の議決権を保有する者）に対して当局への届出を求めるとともに、主要株主が適格性（過去の行政処分歴、犯罪歴等）を満たさない場合には、株式売却命令等を行うことができる制度となっている。しかし、それ以上に、金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主（主要株主のうち議決権の過半数を保有する者）に対して、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営等の確保のために必要な措置を命じる制度はない。
 - ② 問題点
金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主によって、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営等を妨げる行為等がなされたとしても、現行法令上、当該株主に対してそうした状況の改善のための所要の措置命令を行うことができない。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主の財務悪化により当該金融商品取引業者の資金繰りが困難となるおそれや、当該株主の法令違反等が金融商品取引業者の業務運営等に悪影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみれば、金融商品取引業者の適切な業務運営等の確保のために特に必要な場合に、当該株主に対して当該金融商品取引業者の業務運営又は財産状況の改善のため所要の措置を取るよう命令することを可能とする必要がある。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法第 29 条の 4、第 32 条、第 32 条の 2、第 32 条の 3、第 32 条の 4

(3) 規制の新設又は改廃の内容

金融商品取引業者の主要株主のうち議決権の過半数を保有する者（以下、「特定主要株主」という。）に対して届出義務を課すとともに、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営又は財産状況の確保のため特に必要な場合に、当局が、当該金融商品取引業者の特定主要株主に対して当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるよう命じることを可能とする。

5. 想定される代替案

金融商品取引業者の特定主要株主に対する命令を行う前に、まずは金融商品取引業者に対して業務改善命令を行うこととし、その命令の実効性確保のために特に必要がある場合に限って、当該金融商品取引業者の特定主要株主に対する命令を可能とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

金融商品取引業者の特定主要株主となった場合及び金融商品取引業者の特定主要株主でなくなった場合に、当局に対して届出を行う費用が発生する。

② 代替案

本案と同様の費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

特定主要株主に係る届出書の受理に伴う費用が発生する。また、特定主要株主に対する措置命令に伴う監督上の費用が発生する。

② 代替案

特定主要株主に係る届出書の受理に伴う費用が発生する。また、金融商品取引業者、及び必要がある場合には特定主要株主に対する措置命令に伴う監督上の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特になし

② 代替案

金融商品取引業者に対する業務改善命令では適切な対応が確保できないことが明白である場合や、金融商品取引業者への帰責性が認められず当該金融商品取引業者に対して業務改善命令を行うことが不相当と考えられる場合において、特定主要株主に対する命令発出までに時間を要す

ることにより特定主要株主による適時適切な対応が確保されないおそれや、金融商品取引業者に対する業務改善命令を行うことができないことに伴い特定主要株主に対する命令も行うことができないおそれがあり、それらの結果、公益や投資者保護が確保されない懸念がある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

特定主要株主に対して、金融商品取引業者の業務改善のために必要な措置を求めることを通じて、金融商品取引業者の健全かつ適切な運営を確保し、公益や投資者保護の確保を図ることが可能となる。

(2) 代替案

本案と同様の便益が発生する。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、特定主要株主に対する規制・監督に伴う遵守費用や行政費用が発生する。

他方、特定主要株主に対して、金融商品取引業者の業務改善のために必要な措置を求めることを通じて、金融商品取引業者の健全かつ適切な運営を確保し、公益や投資者保護の確保を図ることが可能となる。これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられることから、本案は適当と考える。

(2) 代替案との比較

代替案については、遵守費用及び便益の点で本案と相違ないものの、行政費用について、金融商品取引業者に対する措置命令では実効性が確保されないことが明白である場合であっても、まずは金融商品取引業者に対する措置命令を行われなければならないことより、本案と比較して追加的な監督上の費用が発生する。また、特定主要株主に対する命令発出までに時間を要することにより特定主要株主による適時適切な対応が確保されないおそれや、そもそも特定主要株主に対する命令発出が不可能となるおそれがあり、それらの結果、公益や投資者保護が確保されなくなるといった社会的費用が発生する可能性があるため、本案による改正が適当と考える。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書

1. 政策の名称
公益法人等が行う共済事業に対する保険業法の規制の特例措置の導入
2. 担当部局
金融庁総務企画局企画課保険企画室
3. 評価実施時期
平成 22 年 5 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現状

共済事業については、平成 17 年の保険業法改正において、

- ・ 保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用する、
- ・ 保険業法上の新たな枠組みとして、一定の規模の範囲内で少額・短期の引受けのみを行う者について「少額短期保険業者」の制度を創設する、

等の措置が講じられている。

問題点

平成 17 年の保険業法改正により、共済事業を行っている団体は、少額短期保険業者への移行等、保険業法に即した対応を求められることとなったが、改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在している。

また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに、新法人（一般社団／財団法人等）に移行することとなり、新法人移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができない状況にある。

規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記を踏まえ、平成 17 年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体について、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）附則第 2 条～第 4 条の 2（一般社団法人等が行う特定保険業の特例、保険契約の包括移転、認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用）

(3) 規制の新設又は改廃の内容

平成 17 年の保険業法改正時に現に特定保険業（改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業法に該当しないもの）を行っていた者等であって、一般社団法人又は一般財団法人であるもののうち、一定の要件に該当する者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとする。

共済事業における契約者保護を図るため、認可を受けて特定保険業を行う者（認可特定保険業者）に対し、以下の規制を課すこととする。

- ・ 特定保険業の範囲の制限、他業の制限、資産運用方法の制限
- ・ 財産的基礎、区分経理、責任準備金及び支払備金等の積立て、保険計理人の関与（一定の場合に限る）、財務状況等の開示
- ・ 報告・資料の徴求、立入検査、健全性の基準、監督上の命令
- ・ 保険募集ルール 等

5. 想定される代替案

保険業法の適用除外を拡大し、平成 17 年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者について、保険業法の適用除外とする。

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

本案

認可特定保険業者（認可を受けようとする者を含む。以下同じ。）において、認可等の申請に伴う費用、保険計理人の選任に伴う費用、財産状況等の開示に伴う費用、業務状況の当局への報告に伴う費用、適切な保険募集を行うための措置に伴う費用等が発生する。

代替案

保険業法の適用除外となる団体については、新たな費用は発生しない。

(2) 行政費用

本案

認可特定保険業者に係る行政庁において、認可等の審査や業務の健全

性を確保するための検査・監督に伴う費用が発生する。

代替案

新たな費用は発生しない。

(3) その他の社会的費用

本案

新たな費用は発生しない。

代替案

保険業法の適用除外となる団体については、行政庁の監督が全く及ばなくなり、

- ・ 保険の募集方法や資産運用等の適正性が確保されない
- ・ 仮に経営に問題が生じたとしても、行政として被害の発生・拡大を食い止めることができない

こと等から、契約者に大きな経済的不利益が生じるおそれが高い。

7. 規制の便益

(1) 本案

一定の規制・監督の下で共済事業の継続が可能となるとともに、事業運営の適正化を通じて契約者保護が図られることとなる。

(2) 代替案

適用除外となる団体については、規制に適合するための遵守費用を負担することなく、共済事業の継続が可能となる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、認可特定保険業者が規制に適合するための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生する。

しかしながら、一方で、行政庁による一定の規制・監督が行われることにより、事業運営の適正化を通じ契約者保護が図られるという便益をもたらし、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案においては、遵守費用及び行政費用は発生しないが、過去の無認可共済問題で明らかになったように、マルチ商法的な保険募集による契約者とのトラブル、団体の経営破たん等による契約者の経済的不利益など大

きな社会的費用が発生するおそれが高いと考えられる。

また、便益については、共済事業を行うことができるという点においては、本案と代替案とで大きな差はないが、代替案においては、将来にわたって適切な経営が行われることは、必ずしも確保されない。

したがって、団体の実態に即した規制・監督の下で共済事業の継続を可能とする本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

なし。

10. レビューを行う時期又は条件

今回の法案の対象となる団体が行う共済事業の将来的な位置づけについては、その事業の今後の運営状況、制度共済の整備状況等を見極めた上で、検討することとしている。

規制の事前評価書

政策の名称	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、包括利益の表示に関する会計基準の策定等に伴う財務諸表等規則等の改正	
担当部署	金融庁総務企画局企業開示課 電話番号：03-3506-6000(内線3667, 3810) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成22年8月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 国際的な会計基準における動向等を受けて、企業会計基準委員会(以下、「ASB」という。)より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等(以下、「会計基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財務諸表規則」という。)等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】 1. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 当事業年度に係る財務諸表に、当事業年度の財務諸表に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項(比較情報)を記載することとする。 会計方針の変更を行った場合に、変更後の会計方針を前期に適用したと仮定して、その影響額等を記載することとする。 2. 「包括利益の表示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 連結財務諸表に限定して、包括利益を算出することとする。 連結財務諸表を算出するため、「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」をそれぞれ表示する形式(2計算書方式)として表示する形式(1計算書方式)のどちらかを選択できることとする。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容	連結財務諸表規則第8条の3(比較情報)、第14条の2(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)、第14条の3(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)、第14条の4(未適用の会計基準等に関する注記)、第69条の2(連結包括利益計算書の記載方法)、第69条の5(包括利益金額の表示)、第69条の7(連結損益及び包括利益計算書の記載方法)等
規制の費用	(遵守費用)	費用の要素 比較情報の記載や会計方針の変更等を行った場合等の注記については、すべての開示規制対象企業に対して開示を求めることから、システム対応や財務諸表作成のための費用が発生することが見込まれる。 また、包括利益の表示については、連結財務諸表作成企業に限って開示を求めることから、連結財務諸表作成企業においてのみ、包括利益の表示を行うためのシステム対応や財務諸表作成のための費用が発生することが見込まれる。
	(行政費用)	連結財務諸表規則等の改正により作成・表示される項目が増加するため、有価証券報告書の法定開示書類の審査等にかかる必要な事務コストが増加することが見込まれる。
	(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。
規制の便益	便益の要素 国際的な会計基準との整合性が図られた会計基準等を連結財務諸表等に反映させることにより、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類の比較可能性の向上等に資すると考えられる。 (1)費用と便益の関係の分析 本案では、ASBより公表された会計基準等を反映することとなるため、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際競争力の強化、国際的な会計基準との整合性が図られた会計基準等を反映することとなるため、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類の比較可能性の向上等に資すると考えられる。したがって、本案が適当と考えられる。 (2)代替案との比較 代替案によると、行政費用については、本案と代替案で大差はないものの、遵守費用については、本案に比べ包括利益の表示を求める企業が増えることになり、システム対応や財務諸表作成のための費用が増加するほか、関係者のコンセンサスが得られないまま、会計基準をオーバーライドすることにより、今後のIFRSとのコンバージェンスやアドプションの議論に影響を及ぼすと考えられるため、社会的混乱を招く等の社会的費用が発生すると考えられる。これらの費用は、個別財務諸表における包括利益に関する情報が提供されることにより、財務諸表利用者が投資判断の有用な情報として活用することができるという便益を上回ると考えられる。	代替案の場合 比較情報の記載や会計方針の変更等を行った場合等の注記については、本案と同様の規制内容とする。そのため、すべての開示規制対象企業に対して開示を求めることから、システム対応や財務諸表作成のための費用が発生することが見込まれる。 また、包括利益の表示については、本案とは異なり、会計基準等では求められていない「個別財務諸表」における包括利益の表示についても求めることから、会計基準等よりも包括利益の表示を求める企業が増えることになり、本案よりも費用発生する企業が増加することが見込まれる。 関係者のコンセンサスが得られないまま、会計基準をオーバーライドすることは、今後の国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンスやアドプションの議論に影響を及ぼすことが考えられるため、社会的混乱を招く等の社会的費用が発生することが考えられる。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	国際的な会計基準との整合性が図られた会計基準等を連結財務諸表等に反映させることにより、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類の比較可能性の向上等に資すると考えられる。 (1)費用と便益の関係の分析 本案では、ASBより公表された会計基準等を反映することとなるため、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際競争力の強化、国際的な会計基準との整合性が図られた会計基準等を反映することとなるため、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類の比較可能性の向上等に資すると考えられる。したがって、本案が適当と考えられる。 (2)代替案との比較 代替案によると、行政費用については、本案と代替案で大差はないものの、遵守費用については、本案に比べ包括利益の表示を求める企業が増えることになり、システム対応や財務諸表作成のための費用が増加するほか、関係者のコンセンサスが得られないまま、会計基準をオーバーライドすることにより、今後のIFRSとのコンバージェンスやアドプションの議論に影響を及ぼすと考えられるため、社会的混乱を招く等の社会的費用が発生すると考えられる。これらの費用は、個別財務諸表における包括利益に関する情報が提供されることにより、財務諸表利用者が投資判断の有用な情報として活用することができるという便益を上回ると考えられる。	代替案の場合 財務諸表利用者に対して、連結財務諸表に加えて個別財務諸表における包括利益に関する情報及び個別財務諸表しか作成していない企業の情報も提供される。その結果、財務諸表利用者は、個別財務諸表における包括利益に関する情報を投資判断の有用な情報として活用することができる。
有識者の見解その他関連事項	企業会計基準委員会(ASB)より会計基準等が公表(平成21年12月4日、平成22年6月30日)。	
レビューを行う時期又は条件	引き続き国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。	
備考		

規制の事前評価書

1. 政策の名称
証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額の規定
2. 担当部局
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期
平成 22 年 10 月 22 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状
証券会社（第一種金融商品取引業者）については、投資者保護及び市場の公正性・透明性を確保する観点から、市場仲介者としての業務運営の適切性の確保や顧客資産の適正管理等を図るために必要なものとして、証券会社に対する単体ベースの規制・監督が基本となっている。
 - ② 問題点
証券会社の組織の巨大化・複雑化（グループ化）が進み、当局によるグループ全体の経営管理状況やリスク状況の把握が困難な場合も存在するようになってきている。そのため、大規模な証券会社がグループ一体として金融業務を行っている場合に、当該証券会社がグループ内の会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ること、証券会社の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、ひいては金融システムへの悪影響が及ぶことが懸念される。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
上記の問題に対応し、金融システムの安定に資するため、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 32 号）において、現行の単体ベースの規制・監督ではその業務やリスク等の全体像の把握が困難な証券会社について、連結自己資本規制等、連結ベースの規制・監督が導入されることに伴い、その対象となる証券会社の総資産基準額を規定する必要がある。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法施行令第 17 条の 2 の 2
 - (3) 規制の新設又は改廃の内容
証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を 1 兆円とする。
5. 想定される代替案

- (1) 代替案 1
証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を 10 兆円とする。
- (2) 代替案 2
証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を 1,000 億円とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

総資産の額が 1 兆円を超える証券会社について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。

② 代替案 1

総資産の額が 10 兆円を超える証券会社について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。

③ 代替案 2

総資産の額が 1,000 億円を超える証券会社について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

総資産の額が 1 兆円を超える証券会社に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、当該証券会社に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。

② 代替案 1

総資産の額が 10 兆円を超える証券会社に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、当該証券会社に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。

③ 代替案 2

総資産の額が 1,000 億円を超える証券会社に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、当該証券会社に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

新たな費用は発生しない。

② 代替案 1

新たな費用は発生しない。

③ 代替案2

新たな費用は発生しない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産基準額を1兆円とすることにより、国内証券会社の累計総資産額の9割以上を保有する証券会社が属するグループ内の会社からもたらされる財務・業務上の問題等を当局が事前に把握し、早期に適切な対応を図ることが可能となり、ひいては金融システムの安定に資すると考えられる。

(2) 代替案1

連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産基準額を10兆円とすることにより、国内証券会社の累計総資産額の5割程度を保有する証券会社が属するグループ内の会社からもたらされる財務・業務上の問題等を当局が事前に把握し、早期に適切な対応を図ることが可能となり、ひいては金融システムの安定に資すると考えられる。

(3) 代替案2

連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産基準額を1,000億円とすることにより、国内証券会社の累計総資産額の9割以上（本案を若干上回る程度）を保有する証券会社が属するグループ内の会社からもたらされる財務・業務上の問題等を当局が事前に把握し、早期に適切な対応を図ることが可能となり、ひいては金融システムの安定に資すると考えられる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が発生することとなる一方、国内証券会社の累計総資産額の9割以上を保有する証券会社に対する規制の充実が図られる。

こうした便益の増加というプラスの効果は、金融システムの安定に資するものであり、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。

(2) 代替案1との比較

代替案1については、遵守費用及び行政費用において本案を下回るものと考えられる。

しかしながら、代替案1においては、国内証券会社の累計総資産額の5割程度を保有する証券会社に対する規制の充実が図られるのに対して、本案においては、国内証券会社の累計総資産額の9割以上を保有する証券会社に対する規制の充実が図られるものであり、金融システムの安定に資するという便益の効果は本案と比較して限定的なものになると考えられる。

(3) 代替案2との比較

代替案2については、本案に比べ、規制の対象となる証券会社の数が増加する（2010年7月末時点で、本案の倍程度になる）ことから、遵守費用及び行政費用において本案を上回るものと考えられる。

しかしながら、代替案2においては、国内証券会社の累計総資産額の9割以上（本案を若干上回る程度）を保有する証券会社に対する規制の充実が図られるものであり、金融システムの安定に資するという便益の効果は本案と大差がないと考えられる。

したがって、これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告「今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」（平成21年12月9日）において、「現在、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のうち、国際的に活動するグループについては、監督上の措置としてグループ全体での財務状況の把握等が行われているところであるが、（中略）一定の基準を満たす業者に対して、制度上明確に手当てされた連結ベースの規制・監督等を導入することについて検討が必要である。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書

1. 政策の名称
デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し
2. 担当部局
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期
平成 22 年 10 月 22 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
 - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 - ① 現状
店頭金融先物取引（店頭 F X 取引等）について、不招請勧誘の禁止の対象となっている。
 - ② 問題点
個人向け店頭デリバティブ取引については、業者が自由に商品内容を設計でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすい。
 - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
上記問題に対応するため、個人向け店頭デリバティブ取引を不招請勧誘の禁止の対象とすることが必要である。
 - (2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法施行令第 16 条の 4、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条
 - (3) 規制の新設又は改廃の内容
個人向けの店頭デリバティブ取引の全般について、不招請勧誘の禁止の対象とする（不招請勧誘規制の対象は、再勧誘の禁止・勧誘受託意思確認義務等の対象になるため、これらの規制の範囲も拡大）。
5. 想定される代替案
個人向けの金融商品取引全般に対し、不招請勧誘規制を導入する。
6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）
 - (1) 遵守費用
 - ① 本案
個人向けの店頭デリバティブ取引を扱う金融商品取引業者等において、当該取引に係る不招請勧誘の禁止に対応するための費用（社内規則の整備、研修等による周知徹底を図るための費用等）が発生する。

② 代替案

金融商品取引業者等において、個人向けの金融商品取引全般について不招請勧誘の禁止に対応するための費用（社内規則の整備、研修等による周知徹底を図るための費用等）が発生する。これに加え、金融商品取引業者等は、個人向けの金融商品取引全般について勧誘の要請がない場合に電話・訪問による勧誘ができないこととなるために、その収益機会が大幅に制限されることになる。

(2) 行政費用

① 本案

個人向けの店頭デリバティブ取引について、当該取引を扱う金融商品取引業者等における不招請勧誘の禁止の遵守状況を確認するための検査・監督に伴う費用が発生する。

② 代替案

個人向けの金融商品取引全般について、金融商品取引業者等における不招請勧誘の禁止の遵守状況を確認するための検査・監督に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

個人向けの店頭デリバティブ取引に関して、金融商品取引業者等の営業の自由が制限され、また、顧客の立場から見ても、個人向けの店頭デリバティブ取引に関する情報の入手方法が制限される。

② 代替案

金融商品取引業者等の営業の自由を著しく制限することとなり、顧客の立場から見ても、個人向けの金融商品取引全般に関する情報入手方法が制限される。また、これにより、我が国企業の資金調達機会が減少し、我が国企業の円滑な資金調達にも支障が生じ得る。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

個人向けの店頭デリバティブ取引が不招請勧誘の禁止の対象となることにより、個人が高リスクの取引であることを理解しないままに取引を行うことを予防し得る効果があるほか、その結果として、不測の投資損失を回避させることにも繋がり得るという点で顧客保護の充実が図られる。

(2) 代替案

個人向けの金融商品取引全般が不招請勧誘の禁止の対象となることにより、高リスクの取引であることを理解しないままに取引を行うことを予防し得る効果があるほか、その結果として、不測の投資損失を回避させるこ

とも繋がり得るという点で顧客保護の充実が図られる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、遵守費用、行政費用及び社会的費用が新たに発生することとなる。

一方、個人向けの店頭デリバティブ取引を不招請勧誘の禁止の対象とすれば、高リスクの取引であることを理解しないままに取引を行うことを予防し得る効果があるため、顧客保護の充実に資することとなり、当該便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案については、本案を上回る規制の便益が見込まれるものの、本案を上回る遵守費用、行政費用及び社会的費用の発生が見込まれる。

特に、社会的費用については、金融商品取引業者等の営業の自由が著しく制限されるとともに、顧客の立場から見ても、個人向けの金融商品取引全般に関する情報の入手方法が制限される。また、これにより、我が国企業の資金調達機会が減少し、我が国企業の円滑な資金調達にも支障が生じ得る。このため、我が国金融サービスの発展や我が国経済の発展に多大なマイナスの影響が発生することが見込まれる。

したがって、これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適切であると考える。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。